

グリーン電力認証事務取扱要領

1. 要領の位置付け

本要領は、一般財団法人 日本品質保証機構（以下「機構」という。）が行うグリーンエネルギー認証のうちグリーン電力量認証業務に関する事務手続きについて規定するものである。

2. 認証の手順

2-1 発電設備の認定

- (1) グリーン電力（証書）を発行する事業者は、電力量の認証に先立ち、機構に対して発電設備認定の申請を行う。
- (2) 認定申請に際しては、以下の文書を提出するものとする。なお、以下の文書は「グリーン電力認証基準（B-09-29）」及び「グリーン電力認証基準解説書（C-09-02）」に記載されている要件を満たすことを示す文書であることに留意して、申請書を作成すること。

- (a) グリーン電力発電設備認定申請書（附属書 1）
- (b) グリーン電力発電設備概要書（附属書 2）
- (c) グリーン電力の認証要件に関する誓約書（附属書 3）
- (d) グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト（附属書 4）
- (e) グリーン電力の認証可能電力量の確認方法（附属書 10）
- (f) 太陽光発電遠隔検針システム基準適合説明書（附属書 18）

※太陽光発電において遠隔検針によるデータ収集システムを通じて計量値等の確認を行う場合

- (g) 太陽光発電ファーム詳細書（附属書 19）
- (h) グリーン電力発電設備結線図（附属書 20）

なお、国、地方自治体、独立行政法人、公益法人等の機関から補助金等の公的助成を受けた、又は受ける予定がある場合には、上記「グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト」（附属書 4）の『その他（補助金等の公的助成について）』欄に助成を受けた、又は受ける見込みの機関の名称、補助金等の名称、補助率を記載するとともに、「太陽光発電ファーム詳細書」（附属書 19）の備考欄に助成を受けた、又は受ける見込みの機関の名称を記載すること。

また、J クレジット等の環境価値の譲渡に係る制度との重複がないことを確認し、その結果を「2-3-4 環境価値の帰属」の『適合説明』欄に記載すること。

新規申請者による申請案件の場合は、上記申請資料に加えて、企業概要説明資料および事業スキーム説明資料を提出する。

事業スキーム説明資料にはビジネスモデルに関する説明も含むこと。

- (3) 機構は申請を受け付けた後、過去に類似性があると機構が判断した申請案件については、書面審査を実施し、2-1(4)に合致するか否か判断を行う。
一方、過去に類似性がないと機構が判断した案件または新規申請者による申請案件の場合、機構は必要に応じ専門家の意見を伺うことができるものとする。
- (4) 機構は、認定申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき審議・検討を行う。
- (a) 申請設備が、別途定められた「グリーン電力認証基準」に適合していること
- (5) 認定申請に基づき提出された内容および機構での審議・検討内容、並びに設備認定結果については、適宜関係者・外部へ開示する。
- (6) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (7) 機構は、認定する施設に対し認定番号を付与し、認定内容を速やかに申請者に通知し、「グリーン電力発電設備認定証」(附属書5)を発行する。認定番号の付与は「3. 認定番号・シリアルナンバーの設定要領」で示した方法で行う。
- (a) 「グリーン電力発電設備認定証」の記載項目は以下の通りとする。
- ・ 設備認定番号
 - ・ 発電種別
 - ・ グリーン電力発電施設名称
 - ・ 設備容量
 - ・ 申請者
 - ・ 認定日
 - ・ 申請番号
- (8) 機構は、機構のホームページ上で、認定結果・関連情報を開示する。
- (9) 機構は、発電設備の認定後にその認定内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (10) 申請者は、認定済発電設備について、認証可能電力量の確認方法等に変更がある場合、発電事業者から情報の提供を受けて、あらかじめ機構に対して「認定済発電設備の変更申請書」(附属書6)により変更申請を行う。
簡易な変更については、直近の電力量認証申請の際に変更内容の報告を行うことにより、変更申請の手続きを省略できるものとする。なお、変更申請の手続きが省略できるものの詳細については、「グリーン電力量認証申請に関するガイダンス」に基づくものとする。

申請者は、認定済太陽光発電ファームの分割を行う場合、機構に対して変更申請を行うとともに、独立する設備の設備認定申請を行う。認定申請の書式は、2-1(2)と同様の書式とする。独立する設備の認定番号の付与は、3-1(4)で示した方法で設定する。

(1 1) 設備認定を取得した申請者は、認定済のグリーン電力発電設備について下記の理由等が生じた場合は、「認定済発電設備の設備認定取消し申請書」(附属書 30)に「グリーン電力発電設備認定証」(原本)を添えて、機構に認定済発電設備の取消しの申請を行うものとする。

- a) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)に基づき、発電した電気の全量を電気事業者に1年以上の期間に亘り売却する旨の特定契約が締結されたもの
- b) 発電事業者と申請者とのグリーン電力認証に係る契約において、当該事業者間の契約、または当該発電設備についての契約が終了、廃止されたもの
- c) 老朽化等により、発電事業者が当該発電設備を廃棄したもの
- d) 当該発電設備が、風水害、地震、火災等の災害等、発電設備の損傷により、認証可能電力量の発生が物理的に困難となってから1年以上が経過し、なお発電開始の見込みがないと判断されるもの
- e) 当該発電設備において、5年以上の間電力量認証申請が行われておらず、今後も申請の予定がないもの

2-2 電力量の認証

(1) グリーン電力の認証を申請する事業者は、過去に認定を取得した発電設備による電力量認証の申請を行う。

(2) 認証申請に際しては、以下の文書を提出するものとする。

(a) グリーン電力認証申請書(附属書 7)

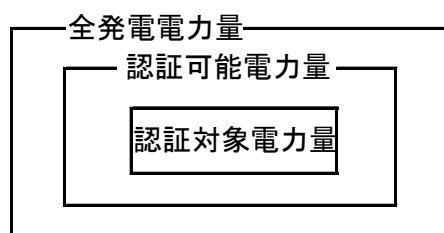
(b) グリーン電力認証対象電力量報告書(附属書 8)

必要に応じ、認証対象電力量とともに全発電電力量と認証可能電力量を併記する。

全発電電力量とは、認定されている発電設備から発電された全ての発電電力量。(助燃材(再生可能エネルギーでないもの)による発電量等の“グリーン”でない電力も含む。)

認証可能電力量とは、全発電電力量から助燃材(再生可能エネルギーでないもの)による発電量や補機類での使用量を差し引いた電力量で、グリーン電力認証基準により規定される電力量。

認証対象電力量とは、認証可能電力量のうち当該期に申請されるグリーン電力証書発行の対象となる電力量。



(c) グリーン電力受け入れ実績報告書（附属書 9）又は認証可能電力量の確認方法（附属書 10）

※発電電力が所内消費される場合は、附属書 10 とする。

(d) 太陽光発電ファーム認証可能電力量計算書（附属書 24）

機構は電力量認証申請を受け付けた後、書面審査を実施し、2-2(3)に合致するか否か判断を行う。

(3) 機構は、認証申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき認証を行う。

(a) 提出された発電実績を確認する書類により、申請された電力量が妥当であること

(4) 電力量認証申請に基づき提出された内容および機構での審議・検討内容、並びに認証結果については、適宜関係者・外部へ開示する。

(5) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。

(6) 機構は、過去申請した対象期間との重複がないことを確認した上で、最長 1 年の対象期間の申請を受け付けることができる。ただし 1 年という上限については、認証可能電力量を算定する電力量計の検針日等の関係による多少の超過を許容できるものとする。

(7) 機構は、認証した電力量に対してシリアルナンバーを付与し、認証結果を速やかに申請者に通知し、「グリーン電力量認証証明書」（附属書 11）を発行する。

(a) ナンバー付与の基本単位は 1kWh とする

(b) シリアルナンバーは、「3. 設定番号・シリアルナンバーの設定要領」に示した方法で設定する

(c) 「グリーン電力量認証証明書」の記載項目は以下の通りとする。

- ・シリアルナンバー
- ・発電種別
- ・グリーン電力発電施設名称
- ・申請者

- ・設備認定番号
- ・認証電力量
- ・対象期間
- ・認証日
- ・申請番号
- ・バイオマス比率（バイオマス発電の場合のみ）

- (8) 機構は、機構のホームページ上で認証結果・関連情報を開示する。
- (9) 申請者は、各年の3, 6, 9, 12月の月末時点におけるグリーン電力証書の契約ごとの状況（以下「証書関連情報」という）を、原則として四半期ごとに機構へ電子媒体で提出しなければならない。機構は契約ごとに管理番号を発行し申請者に通知しなければならない。また、その内容について変更があった場合は、申請者は機構へ報告しなければならない。機構は、シリアル番号ごとのグリーン電力証書所有者、認証電力量及び認証年月日の情報を機構のホームページ上で開示する。
- (10) 申請者は、証書関連情報について管理責任者を定め、機構に登録しなければならない。
管理責任者には、原則管理職であることを条件とする。また当該情報についての管理体制図を作成し、機構に提出しなければならない。
- (11) 機構は、電力量の認証後にその認証内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求める、あるいは現地調査を行うなどの対応を行うものとする。
- (12) 機構は、申請者から提出された証書関連情報と機構が保有する関係情報とを比較精査した後、必要があれば証書関連情報を提出した申請者に説明を求めることができる。申請者は機構の要請に対し協力しなければならない。
機構は提出された証書関連情報についての説明を聴取した後、問題があると判断したときは、文書で申請者に問題を指摘し証書関連情報の訂正と再提出を求めることができる。
機構は再提出された証書関連情報に問題がないことを確認した後は、当該申請者に速やかに自発的に適当な方法で事実関係等を公表するよう求めることができる。
申請者は機構の要請に異議がある場合には、機構に対し「グリーンエネルギー認証諮問委員会の審議を求める申請書」（附属書15）を提出しなければならない。
- (13) 機構は、当該申請者が証書関連情報の訂正と再提出について事実関係等の公表をするまでの間、当該案件と異なる新規の申請を提出した場合には、新規の申請の審査を留保することができる。
- (14) 設備認定を取消しされたグリーン電力発電設備による電力量認証は、設備認定の取消し日以前に認証されたもののみ有効とする。
従って、設備認定取消し日時点で申請中、ならびにそれ以降に申請の電力量は認証されない。

2-3 認定済発電設備および認証済電力量の名義変更の承認

- (1) 他の事業者が認定を取得した発電設備を用いて、グリーン電力（証書）を発行しようとする事業者は、認定を取得した発電設備または認証を受けた電力量の権利移転に先立ち、他の事業者と共に機構に対して名義変更の申請を行う。

但し、認証を受けた電力量における権利移転の範囲は、1回の申請における認証単位ごとの電力量全量に限る。
- (2) 認定済の発電設備の名義変更申請に際しては、以下の文書を提出するものとする。なお、名義変更後は2-3（1）の申請を行った事業者が電力量認証の申請を行う。
 - (a) グリーン電力認定済発電設備の名義変更申請書（附属書 12）
 - (b) グリーン電力の名義変更に関する誓約書（附属書 13）
 - (c) グリーン電力の認証要件に関するチェックリスト（設備認定時の写し）
 - (d) グリーン電力発電設備認定証（設備認定時の原本）
- (3) 認証済電力量の名義変更申請に際しては、以下の文書を提出するものとする。
 - (a) グリーン電力認証済電力量の名義変更申請書（附属書 14）
 - (b) グリーン電力量認証証明書（電力量認証時の原本）
- (4) 機構は、名義変更の対象となる電力量が他の事業者が過去の一対象期間に認証を受けた電力量の全量であることを確認した上で、名義変更申請を受け付ける。
- (5) 機構は、名義変更申請に基づき提出された内容について、以下の項目につき承認を行う。
 - (a) 提出された書類により、申請された名義変更が妥当であること
- (6) 機構は、提出された内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求めることが出来る。また機構が必要と判断する場合には現地調査を行うなどの対応を行うことが出来る。
- (7) 機構は、承認結果を速やかに申請者に通知し、必要に応じ「グリーン電力発電設備認定証」（附属書 5）、「グリーン電力量認証証明書」（附属書 11）を発行する。
- (8) 機構は、機構のホームページ上で必要とされる関連情報を開示する。また、名義変更にかかわるグリーン電力（証書）を発行する両事業者も、自身のホームページサイト上で必要とされる関連情報を開示する。

(10) 機構は、認定済発電設備および認証済電力量の名義変更申請承認後にその内容に疑義が生じた場合、追加的な情報提供を求める、あるいは現地調査を行うなどの対応を行うものとする。

2-4 発電設備の認定、電力量の認証、または認定済発電設備および認証済電力量の名義変更に係る虚偽の報告について

(1) 機構は、発電設備の認定、電力量の認証、または認定済発電設備および認証済電力量の名義変更に関して、次に掲げる場合に、申請者に改善を求める勧告を行うこととする。

(a) 申請者が、発電設備の認定申請時における附属書1~4、電力量の認証申請時における附属書7~10、または認定済発電設備および認証済電力量の名義変更申請時における附属書12~14によって、機構に提出した内容に疑義が生じ、2-1(6)、2-2(5)、または2-3(7)に記載の対応により申請者が虚偽の報告を行っているとして機構が判断した場合

(b) 発電設備の認定後のその認定内容、電力量の認証後のその認証内容、または名義変更承認申請認定後のその認定内容に疑義が生じ、2-1(9)、2-2(11)、または2-3(10)に記載の対応により申請者が虚偽の報告を行っているとして機構が判断した場合

(2) 申請者が2-4(1)の勧告に従わないと機構が判断した場合、機構は当該申請者の申請を受理しない、あるいは発電設備の認定、および電力量の認証結果を全て無効とし、その旨を当該申請者に速やかに通達するものとする。以降、機構は当該申請者による発電設備の認定、および電力量の認証に関する申請を受理しないものとする。

(3) 2-4(1)および(2)の事項に関連して、第三者に対する経済的負担が生じた場合、機構は、その一切の責任を負わない。

2-5 第三者からの指摘があった場合の機構のとることができる対応等について

第三者から機構にグリーンエネルギー認証制度等について問題の指摘が行われた場合には、グリーンエネルギー認証制度が人々の善意と信頼により支えられている仕組みであることに鑑み、必要があれば機構は、当該指摘に関係すると判断された関係者に事実関係の照会を行うことができる。事実関係の照会により問題の所在が明確化できた場合には、機構は関係者に当該問題を是正するために必要な措置を要請することができる。また機構はその経緯をグリーンエネルギー認証諮問委員会に報告しなければならない。

この際関係者が機構の要請に異議がある場合には、同委員会での審議を要請することができる。その場合には2-2(12)の規定を準用する。なお機構は問題の指摘をした第三者が、そのことにより不利益をこうむることのないよう配慮しなければならない。

2-6 認証済電力量の修正

- (1) 申請者は、認証時に提出した資料に誤りがあることが認証後に発見される等の理由がある場合、既に認証を受けた電力量について、修正認証を申請することができる。
- (2) 機構は、認証時に提出した資料の誤りが故意に基づくものと判断した場合には認証を取り消すことができる。
- (3) 修正認証申請については「認証済電力量修正申請書」(付属書 21)に従って文書を提出しなければならない。
- (4) 電力量の修正認証に関わる異議への対応および申請審査の留保については、2-2-(12)および2-2-(13)の規定を準用する。
- (6) 環境価値譲渡と引き換えに補助金の交付を受けた発電設備について、補助金給付の要件を満たしていないことが判明した場合には、証書発行事業者は、当該発電設備分の認証済電力量の減量を申請することができる。但し、補助金給付契約が無効であることを要件とし、ならびにそれを示す書類を提出しなければならない。

2-7 申請後一定期間経過した申請案件の取扱について

機構に受理された申請について、機構の責めに帰すべき理由によらないで、申請後6ヶ月が経過しても認定又は認証が行われなかった場合、機構は申請者に通知の後、申請を取り消すことができるものとする。

機構の判断に異議のある場合、申請者はグリーンエネルギー認証諮問委員会での審議を要請することができる。その場合には2-2-(12)の規定を準用する。

3. 設定番号・シリアルナンバーの設定要領

3-1 認定番号

(1) 認定番号は、以下の内容が明確になる様な表記とする。

- (a) 認定年度
- (b) 電源の種別
- (c) グリーン電力発電設備の認定番号（連番）

(2) 認定年度の表記は、西暦の下二桁を表記する（例：2001年度=01）。

(3) 電源の種別の表記はアルファベット一文字で表記する。各種グリーン電力の表記は以下の通りである。

- (a) 風力発電：W
- (b) 太陽光発電：P
- (c) バイオマス発電：B
- (d) 水力発電：H
- (e) 地熱発電：G
- (g) 混合燃料による発電：M

(4) グリーン電力の認定番号の表記は、同一年度内において、認定を受けた発電設備毎に連番で数字3桁を用いて表記する（例：001）。

但し、認定済の太陽光発電ファームを分割する場合、独立する設備の認定番号は、認定済ファームの認定番号に分割記号（A～Z）を付して表記する（例：001A）

(5) 認定番号表記例

01W001

□□□ □□□ □□□□□

2001年度 風力 2001年度第一
認定 番目の認定設備

3-2 シリアルナンバー

(1) シリアルナンバーは、以下の内容が明確になる様な表記とする。

- (a) 設備認定番号
- (b) 発電期間
- (c) グリーン電力の認証番号（連番）
- (d) 申請者コード

(2) 設備認定番号は、「3-1 認定番号」を用いる。

但し、太陽光発電ファーム内で対象とする発電期間が統一されていない場合は、ファーム内で発電期間を統一するまでの一時的な措置として、基本となる発電期間と異なる設備について、設備認定番号の後に識別記号としてアルファベット（a～z）を表記することができる。

(例：06P018-a-0104-0203・・・、06P018-b-0104-0203・・・)

(3) 発電期間の表記は認証対象期間の開始月と終了月をそれぞれ4桁の数字で表しハイフンを挟んで表記する。ただし、対象期間の開始日が月末などの場合は、便宜上開始月を翌月と表記する場合もある。(例：2005年4月から2006年3月の場合、0504-0603)

(4) グリーン電力の認証番号の表記は、同一発電期間ごとに連番で数字8桁を用いて表記する(例：00000037)。

(5) 申請者コードの表記は、アルファベット（A～Z）1桁、数字2桁を用いて表記する(例：A12)。

(6) シリアルナンバー表記例

06W017-0104-0203-00000001A01

設備認定番号	2001年4月1日から 2002年3月31日 が発電期間	左記発電期間で設備認定 番号の第1番目の認証 単位	申請者 コード
--------	------------------------------------	---------------------------------	------------

4. 証書発行事業者マークの届出

- (1) 申請者は、グリーン電力証書を発行する際に添付する証書発行事業者マークを、「証書発行事業者マーク届出書」(附属書 16) に従い、マークの電子データとともに機構に届出なければならない。届出は申請者が初回の発電設備認定を受けた後に行うことを原則とするが、その時点で証書発行事業者マークを作成していない場合には少なくとも初回の電力量認証申請の際に届出を行うものとする。
- (2) 申請者は、証書発行事業者マークを変更ないし追加する場合には、当該マークを添付したグリーン電力証書を発行する前に、「証書発行事業者マーク変更届出書」(附属書 17) に従って機構に届け出なければならない。
- (3) 機構は、機構のホームページ上で申請者名と証書発行事業者マークを公開するものとする。

5. グリーン電力証書ガイドライン適合証明書の提出

- (1) 申請者は、平成 20 年総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会グリーンエネルギー利用拡大小委員会において制定された「グリーン・エネルギーの利用拡大に向けて」に含まれる「グリーン電力証書ガイドライン 第 5 章 証書発行事業者」に自らが適合していることを示す文書を、「グリーン電力証書ガイドライン適合証明書」(附属書 22) の様式に従い、機構に届出なければならない。届出は申請者が初回の発電設備認定を受けた後、初回の電力量認証を受けるまでに行うことを原則とする。
- (2) 申請者は、提出した文書に修正があった場合には、「グリーン電力証書ガイドライン適合証明変更届出書」(附属書 23) の様式に従って機構に届け出なければならない。
- (3) 機構は、機構のホームページ上で申請者のグリーン電力証書ガイドライン適合説明書を公開するものとする。

6. 証書発行事業の譲渡

- (1) 証書発行事業者の事業を他の者が譲り受ける場合には、グリーン電力証書事業に関する一切の業務、権利および義務を継承するものとする。
- (2) 事業の譲渡を受けようとする者は、「事業継承申請書」(附属書 28) および「事業譲渡申請書」(附属書 29) 並びに関係書類を機構に提出しなければならない。
- (3) 事業を譲り受ける者は、既存の証書発行事業者でない場合、前項の書類に加えて、2-1-(2) に定める新規申請者が提出する資料と同様の資料を提出しなければならない。
- (4) 前項に規定する者は、事業譲渡が承認された後に、新たに証書発行事業者として、機構と契約を結ぶものとする。
- (5) 事業譲渡が承認された日をもって、事業を譲渡する証書発行事業者と機構は契約を終了させるものとする。

7. 証書発行事業の廃業について

- (1) 機構に登録した証書発行事業者が、他の事業者に事業を承継させることなく証書事業を止める場合(以下「証書事業の廃業」という)は、証書事業の廃業をする前に「証書事業の廃業届出書」(附属書 25) に「グリーン電力発電設備認定証」(原本) を添えて機構に提出しなければならない。

また、当該証書発行事業者が、個人が所有する太陽光発電等の複数の発電設備で構成される発電事業者(ファーム等)を扱っている場合は、契約している個人が所有する太陽光発電事業者等のうち継続してグリーン電力価値を証書化する希望を有するものを確認し、「家庭用太陽光発電事業者等の継続意思確認結果報告書」(附属書 26) で機構に報告しなければならない。

- (2) 当該証書発行事業者は自己の関係するすべての認定発電事業者に対して、証書事業の廃業の連絡を、「証書事業の廃業通知」(附属書 27) の内容を含む文書で行うものとする。

機構は当該証書発行事業者の登録を抹消したときは、その旨を機構のホームページで公表するものとする。

当該証書発行事業者を通じて設備認定された設備は、(1) で定めた手続により証書発行事業者の登録が抹消された日から6ヶ月以内に、機構に登録された他の証書発行事業者を介して機構に事業継続の申請があれば、これを認めるものとする。その場合の取扱いは、グリーン電力発電設備の名義変更に準じるものとする。

設備認定の申請を行った証書発行事業者が登録を抹消された日から6ヶ月を超えても、上記の事業継続の申請がない設備について、機構は設備認定を取り消すことが出来る。その場合、

速やかにホームページで公表するものとする。

この設備認定取り消しの手続きは、発電事業者が事業継続の意思を有しない場合は6ヶ月を待つことなく行うことができる。

なお、個人が所有する太陽光発電等を扱っている証書発行事業者が証書事業の廃業をする場合、(1)で定めた「家庭用太陽光発電事業者等の継続意思確認結果報告書」(附属書26)に記載されたグリーン電力価値を証書化する希望を有する個人が所有する太陽光発電事業者等について、機構は個人が所有する太陽光発電等を扱っている他の証書発行事業者に、上で定めた設備認定の申請をする意思の有無を確認し、申請の意思が確認された場合にはその事業者の名称、住所、連絡先を機構のホームページに掲載するものとする。

- (3) 当該証書発行事業者が証書化していない認証済電力量については、機構は、当該証書発行事業者の登録抹消後、認証を取り消すことが出来る。機構が電力量の認証を取り消した場合には、速やかに機構のホームページにこれを掲載する。
- (4) 既に発行されている証書については、その必要がなくなるまでグリーン電力証書販売・所有報告を継続しなければならない。
- (5) 証書発行事業者が、契約を締結しないにもかかわらず「証書事業の廃業届出書」(附属書25)により機構に届出がない場合には、機構は文書で日時を特定して「証書事業の廃業届出書」(附属書25)の提出並びに「グリーン電力発電設備認定証」(原本)の返却を求めることとする。それでもなお提出がない場合には、機構は当該証書発行事業者が廃業したとみなし、当該証書発行事業者の登録を抹消するとともに、その旨を機構のホームページにて公表するものとする。
また、当該証書発行事業者が証書化していない認証済電力量については、認証を取り消すとともに、ホームページにて公表するものとする。

以上

附 則 (2018年8月1日制定)

- 1. この要領は、2018年8月1日より施行する。